

神原中学校 P T A 会則

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、神原中学校 P T A と称し、事務局を神原中学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、生徒の健全育成と学力向上を図り、併せて会員の親睦と教養を高めることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、次の者をもって構成する。

- 1、神原中学校に在籍する生徒の保護者
- 2、神原中学校の教職員
- 3、この会に賛同する者

第二章 事 業

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本校の教育の振興と発展に関すること
- (2) 学校教育に対する理解を深め、これを推進する
- (3) 学校の環境整備の充実につとめる
- (4) 会員の研修活動を強化し、教育に対する理解を深める
- (5) 生徒および会員の福利厚生に関すること
- (6) 生徒の進路指導に関すること
- (7) 校外生活を指導し、青少年の健全育成にあたる
- (8) 社会教育の充実を図り、道徳教育を盛んにする
- (9) 会員相互の教養を高め、親睦を図る
- (10) その他必要な事項に関すること

(専門委員会)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の専門委員会を置く。

各専門委員会は、各学級より選出された委員および教職員で構成し、事業計画の策定、予算の要求を行い、他の委員会との連携を図り、協力しながら活動する。

(1) 総務委員会

- ◎定例役員会に参加する
- ◎各委員会の連絡調整に関すること
- ◎他の委員会に属しない事項に関すること
- ◎庶務的、渉外的な事項に関すること
- ◎他団体との連携に関すること

(2) 学力向上推進委員会

- ◎生徒の学力向上に関すること

- ◎進路指導に関すること
- ◎就職に関すること
- ◎学校図書館の充実に関すること
- ◎学習発表などへの協力に関すること
- ◎婦人活動に関すること
- ◎研修計画の立案に関すること
- ◎会員相互の向上に関すること
- ◎講演会、他団体との交流に関すること
- ◎家庭教育の振興に関すること

(3) 保健体育委員会

- ◎生徒の保健・安全に関すること
- ◎体力・体位向上に関すること
- ◎運動会および各種競技に関すること
- ◎会員相互の親睦とレクリエーションに関すること
- ◎給食に関すること

(4) 広報委員会

- ◎PTA新聞の編集
- ◎各種広報活動に関すること
- ◎教育世論の形成に関すること
- ◎コミュニケーションの確立に関すること

(5) 環境整備委員会

- ◎学習環境の整備に関すること
- ◎校内の緑化と美化活動に関すること
- ◎環境の安全対策に関すること

(6) 健全育成委員会

- ◎環境浄化に関すること
- ◎生活指導に関すること
- ◎青少年健全育成に関すること
- ◎福利厚生に関すること
- ◎交通安全・水難事故防止に関すること
- ◎教育隣組・子ども会育成に関すること
- ◎家庭・学校・地域の連携に関すること
- ◎部活動育成父母会に関すること

※ 会員すべての父親により構成される「親父の会」は、健全育成委員会に属し互いに連携・協力し活動する。

※ 年度の仕内容にあわせて委員会をこえて協力しあつて活動する事を三役会で承認できる。

第三章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人（但し、必要ある場合は増員できる）
- (3) 参与 1人
- (4) 幹事 2人
- (5) 監査役 2人（但し、必要ある場合は増員できる）
- (6) 顧問 若干名

第7条 本会の役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長および副会長・監査役は、役員選考委員会で選出、選考し、評議員会及び総会で承認を得るものとする。
- (2) 参与は校長とする。
- (3) 監査役は、他の役員をかねることはできない。
- (4) 幹事は、教頭・教務とし、会長が委嘱する。
- (5) 顧問は、会長の諮問機関とし、会長が委嘱する。但し、評議員会において承認を得、総会に報告するものとする。

第8条 本会の学年正副委員長・専門委員会正副委員長の選出は次のとおりとする。

- (1) 学年正副委員長は、学級正副委員長が互選する。
- (2) 専門正副委員長は、それぞれの専門委員会において選出する。

(任期)

第9条 本会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 本会の学年正副委員長・専門正副委員長は任期を1年とするが、但し、再任を妨げない。

(任務)

第11条 本会の役員および専門正副委員長・学年正副委員長・学級正副委員長の任務は次のとおりとする

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または欠けた時はその職務を代行する。副会長は書記を兼務する。
- (3) 監査役は、本会の会計および事務を監査し、その結果を評議員会・総会において報告する。
- (4) 幹事は、本会の事務を処理し、会長の求めに応じて、各会合に参加し、意見を述べ、資料を提供する。
- (5) 顧問は、会長の諮問に応じて各集会に出席し、意見を述べることができる。
- (6) 学年・学級正副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

- (7) 専門委員長は、専門委員会を統括し、その運営にあたる。
- (8) 専門副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (9) 参与は各集会に参加し、意見を述べ、指導助言をすることができる。

(集 会)

第12条 本会の集会は、総会・評議員会・役員会・専門委員会・特別委員会・学年委員会・学級委員会とする。

(総 会)

第13条 総会は、年1回開催とする。但し、臨時に開催することができる。

◎ 総会の決議事項は、次のとおりとする。また、議事の進行は教職員から1名、PTA会員から1名選出し行うこととする。

- (1) 予算・決算の承認
- (2) 会則の制定および改廃
- (3) 会務の報告
- (4) 会長・副会長の承認
- (5) 監査役の承認
- (6) その他必要な事項

(評議員会)

第14条 評議員会は、次の者をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- (1) 会長・副会長
- (2) 学年委員長・学級委員長・専門委員長・専門副委員長
- (3) 学年主任
- (4) 生徒指導主事
- (5) 進路指導主任
- (6) 環境整備主任
- (7) 参与
- (8) 幹事

◎ 評議員会は、次の事項を審議する。

- (1) 会長・副会長および監査役の選出
- (2) 総会に提案する事項
- (3) 総会において委任された事項
- (4) 緊急な場合は、総会を代理する。この場合は、次の総会に報告する。
- (5) その他必要な事項

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、執行機関で会長、副会長、相談役、幹事、書記会計、各正副専門委員長、並びに学年PTA正副委員長を以て構成し、原則として定期開催と

会長が必要と認めたときに招集され、下記の事項について処理する。

- (1) 活動計画の実施と連絡調整
- (2) 評議委員会への提出案件の作成
- (3) 予算の款、項、間の流用
- (4) その他必要な事項

(役員会)

第 16 条 役員会の任務は次のとおりとする。

- (1) P T A 活動の円滑化を図るため、この会に定例会を設け、毎月 1 回開催
- (2) 評議員会に提案する事項の準備
- (3) 総会及び評議員会の決議事項の処理
- (4) 年間運営実践系計画
- (5) その他運営に関すること

第 17 条 役員会は次の者で構成し、必要に応じて会長が招集する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 参与
- (4) 幹事
- (5) 総務委員長
- (6) 顧問
- (7) P T A 事務

(役員選考委員会)

- (1) 役員選考委員会は、神原中 P T A 正副会長、並びに監査員を選出する会である
- (2) 役員選考委員会は、幹事 2 名、P T A 各学年代表各 1 名、P T A 専門部代表各 1 名の合計 11 名、および生徒が在籍せず退任する副会長を以て構成する
- (3) 役員選考委員会は、幹事(教頭)が招集し、議長は互選によって決める。
- (4) 原則として、役員選考委員会は、役員候補者になることができない 但し役員選考委員会の中より役員候補者がでた場合、役員選考委員の資格を失う それによって生じた欠員は、その学年または専門部より補充する
- (5) 役員選考委員会は、役員の氏名を発表する前に被候補者の同意を得て評議会に推薦する
- (6) 役員選考委員会は、その任務を終了したときは解散する

(専門委員会)

第 18 条 各専門委員会は、各学級で選出された専門委員と教職員で構成し、

委員は必要に応じて委員長が招集する

(学年委員会)

第 19 条 学年委員会は、学級委員会の正副委員長および学年所属職員をもって、組織し、必要に応じて、委員長が招集する。

◎学年委員会は、学級および学年から提出された事項について、審議する。

(学級委員会)

第 20 条 学級委員会は、学級の会員をもって組織し、必要に応じて委員長が招集する。

(1) 学級委員会の正副委員長は、学級の会員が互選する。

(2) 学級委員会は、本校 P T A の実践機関であり、各種活動・行事などの実践的推進役である。

学級委員会は、P T A の原点である保護者と教師の信頼関係を強化し、学校教育の充実と発展を促進することを目的とする

(特別委員会)

第 21 条 会長は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第 4 章 会 計

(経費)

第 22 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。但し、本会の役員選出で監査役並びに顧問が、本校生徒の保護者や教職員以外の場合に限り会費については、免除とする。

(特別会計)

第 23 条 本会は、必要に応じて特別会計を置くことができる。

(決算)

第 24 条 本会の収支決算は監査役の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(帳簿)

第 26 条 本会に次の帳簿を備える。

(1) 会則

(2) 会員名簿

(3) 役員ならびに評議員名簿

(4) 会計簿

- (5) 証書類
- (6) 記録簿
- (7) 文書綴り

(会計事務職員)

第27条 本会は、その事務を司る事務職員を1名置く。事務職員には手当を支給する。

(付則) この会則は昭和43年6月16日から執行する。

昭和53年5月25日に一部改正

〃 54年5月19日に一部改正

〃 57年5月29日に一部改正

〃 59年5月26日に一部改正

〃 63年6月4日に一部改正

平成10年5月28日に一部改正

〃 15年6月4日に一部改正

〃 18年5月26日に一部改正

〃 19年5月30日に一部改正

〃 20年5月30日に一部改正

〃 21年5月22日に一部改正

〃 24年5月16日に一部改正

